

希望の郷 東村山

I 施設概要

所在地	東京都東村山市萩山町1-35-1
-----	------------------

事業種別		定員
第1種社会福祉事業	施設入所事業	80人
	生活介護事業	110人
第2種社会福祉事業	短期入所事業	10人
	共同生活援助事業（1所5ユニット）	34人
	特定相談支援事業	—

II 令和7年度の運営方針

事業団の運営理念の下、以下の3点を運営方針とする。

すべての利用者の人権を守り、安全安心な生活を確保することを最も基本的かつ最優先とした施設運営を進めていく。

1 利用者の自己決定を尊重した利用者本位のサービスの提供

利用者の好みや障害特性等に応じた日中生活、活動の構築、落ち着いて過ごすことのできる居住環境の整備のもと、利用者一人ひとりに寄り添った支援を行っていく。

(1) 専門的な支援の充実

重度の知的障害、重度の自閉症、強度行動障害、てんかん発作等を有する利用者の個性や障害特性を理解しながら、合理的配慮や利用者の自己決定を尊重した専門的な支援の充実を図っていく。

利用者の健康・医療面等への適切な対応に向け、施設支援職員・施設看護師等が日々の利用者の健康状況の把握に努めるとともに、施設嘱託医の指示に基づいた対応、協力医療機関や地域病院と連携した支援を行っていく。

(2) 家庭的な生活環境の提供

利用者のプライバシーを守りながら、利用者個々の好みや障害特性を大切にしたい居室環境の整備、落ち着いて過ごすことのできるユニット共有スペース環境の整備等を図り、できる限り、家庭的な雰囲気近づけるようにする。

(3) 豊かな日中活動の提供

利用者が豊かでメリハリのある日中生活を送ることができるよう、利用者個々の好みや障害特性に応じた各種活動（音楽活動・運動活動・鑑賞会・作業

系活動・リラクゼーション系活動・身体維持系活動（入浴含む）・絵画活動等）を提供する。また、将来の地域生活移行を想定した地域の生活介護等への通所体験、1日通しの日中活動への参加、余暇活動としての個別外出、ドライブ等の施設外での活動に取り組んでいく。

2 地域福祉の向上への貢献

地域で暮らす重度障害者が、安全安心した地域生活の継続ができるよう、通所生活介護事業、共同生活援助事業、短期入所事業、相談支援事業の運営等を行う。各事業の実施にあたっては、東京の福祉のセーフティネットとしての役割を強化するとともに、施設機能を活用した地域福祉の向上、地域との共生を推進していく。

(1) 通所生活介護事業の運営

在宅やグループホームで暮らす重度知的障害者が、安全でより豊かな日中活動ができるよう、入所生活介護と連携した運営を図っていく。また、地域の生活介護事業所等で受入れ困難な利用者の受入れを行い、セーフティネットとしての役割を果たしていく。

(2) 共同生活援助事業の運営

共同生活援助事業所「きらり」の5ユニット「きらり」「ウィズ」「けやき」「かえて」「どらやき」と入所支援・通所生活介護、利用者通所事業所等が連携しながら、重度知的障害者の地域生活を支えるサービスに取り組んでいく。

(3) 短期入所事業と相談支援事業の運営

在宅で暮らす重度知的障害者、その家族等が、安全安心した地域生活の継続が図られるよう、短期入所事業、相談支援事業を実施する。

3 効率的かつ安定的な施設運営の継続

運営体制の検証・強化やコスト管理の徹底により、効率的且つ安定的な自主運営の継続を図っていく。

(1) 運営体制の検証・強化に向けた取組

重大事故の防止に向けたヒヤリ・ハット、アクシデント事案の検証、各種マニュアルの遵守、不適切な支援・虐待防止の徹底等、リスクマネジメントの強化等により、安定的な施設運営の継続を図っていく。

(2) 職員育成と能力向上に資する研修体制

職員の経験や知識、職層等に応じた必要な研修を設定する。特に、強度行動障害研修や虐待防止研修・施設内研究発表等を通じて、職員の能力向上・専門性の高い職員の育成を進めていく。

(3) 自主事業として、安定した運営の継続

介護給付費やサービス推進費等による収支状況や施設経営の仕組み等について、チーフを中心とした一般職員にも周知を図り、経営感覚を持った人材の育

成に努めていく。また、ICTの活用により、業務の効率化、経費削減等を押し進め、安定した施設運営の継続を図っていく。

Ⅲ 実施計画

令和7年3月1日現在、入所利用者の障害支援区分は、区分5の利用者が2.5%、区分6の利用者が97.5%となっている。通所生活介護利用者の障害支援区分は、区分5の利用者が25%、区分6の利用者が75%と重度・最重度の知的障害者を受け入れている。入所・通所生活介護の利用者の平均年齢は34.4歳となっている。

全ての利用者が重度・最重度の知的障害者であり、そのうち、約8割の利用者は重度の自閉症やてんかんを有している。加えて、約9割の利用者が、強度行動障害を有しており、その他の利用者も一定の行動障害を有する等、他施設では受入れが難しい利用者が入所または通所している。

令和7年度はこうした状況を踏まえ、以下の事項に取り組んでいく。

1 児童・利用者の権利擁護及び最善のサービスの提供

(1) アクション① 児童・利用者の意見や意思を尊重したサービスの提供

ア 障害者の意思決定の支援

職員一人一人が意思決定支援の基本的な考え方を学び、意思決定支援に基づく生活の場の設定に向けた体制整備の検討等を進めていく。

利用者自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握していく。そのため、利用者の日常生活における意思表示の方法や表情、感情、行動から読み取れる意思について記録をとり、利用者本人の意思をよみとったり推定したりする際の根拠としてのエピソード集めをする。

イ 個別支援計画の策定

利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえでの適切な支援内容を検討していく。

策定後は毎月、支援情報シート活用しモニタリングを行い、ユニット会議や、支援チーム会議等で支援内容の共有や検討を行い、その上で必要に応じて計画の変更を行うなど、支援チームを中心に個別支援計画の進行管理を行う。

ウ 福祉サービス第三者評価の活用

令和7年度は、高く評価された点や過去の受審結果を踏まえ、利用者サービスを一層充実させていく。引き続き福祉サービス第三者評価を受審し、サービス向上に努めるとともに、評価項目における標準項目の達成率100%を目指す。

また、令和6年度の指摘事項については、改善計画を実行していく。

(ア) 令和6年度評価結果における「特に良いと思う点」

【障害者支援施設】

- ① ユニット職員や看護師、栄養士、心理士等、多職種連携が図られており、助け合い、意見を言い合う組織風土が醸成されている。
- ② 施設では、居住空間と活動の場を区切ることによって、気持ちを切り替え、集中できる場となり、その人らしい生活を保障している。
- ③ 入所時は、利用者が新しい生活にスムーズに移行できるよう、職員間で連携し、丁寧に対応している。

【短期入所事業】

- ① 【障害者支援施設】①に同じ
- ② 利用者にとって、施設は地域の一部であるとともに、地域社会にとって交流窓口の役割を担っている。
- ③ 他施設では受け入れ困難な重度・最重度の障害がある利用者を受け入れ、積極的に地域のセーフティネットの役割を果たしている。

【共同生活援助事業】

- ① 利用者の尊厳を守るため、虐待防止委員会が中心となって、職員の虐待防止についての意識向上を図っている
- ② 強度行動障害者の受け入れなどの課題を通して、職員育成を行い、将来の担い手づくりに努めている

(イ) 令和6年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

【障害者支援施設】

- ① 利用者が地域生活につながるように、さらなる実践的な地域移行促進に向けた取り組みを期待したい。
- ② 新任職員の定着を図るため、若手職員や新任職員の一体感や協調性を高められるよう、モチベーション向上などの実践が望まれる。
- ③ 利用者支援にいかすため、新任職員も活用できるように、マニュアルを見直し、整備していくことが期待される。

【短期入所事業】

- ①【障害者支援施設】②に同じ
- ②ローテーション職場の中での引き継ぎは、職員間でその方法を話し合い、さらに連携を図っていくことが望まれる
- ③【障害者支援施設】③に同じ

【共同生活援助事業】

- ①今後の新規受け入れに備え、新規利用者の受け入れ方法について、職員に周知しておくことを期待したい
- ②障害者支援に知見を深め、研究を重ねている事業所として、利用者の自立を目指し、先駆的な取り組みの検討に期待したい。

(ウ) 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

【障害者支援施設】

- ①地域移行支援に係る会議体を設け、入所利用者の地域移行促進の取組を行っていく。
- ②コミュニケーション活性化の取組により、困ったことや疑問を適切に相談でき、効果的なOJTにより成長を実感できるように支援していく
- ③現行のマニュアルを再整理し、必要なときに情報を取り出しやすいように改善していく。

【短期入所事業】

- ①【障害者支援施設】②に同じ
- ②短期入所利用時の個別支援計画書及び報告書を見直し、より情報の引継ぎが円滑に行われるようにしていく。
- ③【障害者支援施設】③に同じ

【共同生活援助事業】

- ①新規受け入れ手順を整理し、マニュアル化していく。
- ②地域での自立した生活など、利用者の希望する生活の場について、適切に意向確認を行う体制を整えていく。

事 項	(評価項目における標準項目の達成率)
第三者評価による改善	100%

工 苦情解決制度の充実

苦情等に対しては、苦情解決委員会の設置、第三者委員による苦情相談窓口の開催、電話・手紙・メール・FAX等の多様な受付窓口を設置し、苦情や要望を申し立てしやすい環境を作る。また、第三者委員の写真付きのポスターを廊下の掲示板に掲示するとともに、寄せられた苦情については、その都度、真摯に対応していく。

第三者委員（人数・属性等）	相談実施回数
2人（民間法人理事、地元市行政経験者）	年4回

オ 利用者満足度調査の実施

利用者を対象に「くらしのアンケート」を実施し、日々の生活における利用者の意向を踏まえたサービスの向上や改善に努めていく。

実施内容	実施時期
施設のサービス全般について	2月

（2）アクション② 児童・利用者の自己実現と人生の可能性を広げる支援

ア 地域生活移行への取組強化

重度・最重度の障害があっても、利用者一人ひとりが持てる力を十分に発揮し、必要なサービスを利用しながら、ご本人が希望する地域で生活できるよう、相談支援事業担当者が地域支援コーディネーターを兼務することで、地域生活移行に向けた支援を行う。

丁寧なアセスメントにより抽出した地域生活移行への課題の解決に向けて、個別支援計画に沿って地域生活移行に向けた支援を行う。また、様々な体験、生活の場の見学など、施設入所利用者の日中生活における地域移行（地域の生活介護事業所等への通所）促進に向けた取組を進めていく。

（ア）地域生活移行

事 項	成人	備 考
地域生活移行者数	1人	

（イ）地域や他施設への移行に向けた取組

グループホームや生活介護事業所等の見学	5回
---------------------	----

(3) アクション③ 虐待防止の徹底

ア 虐待防止の取組み

「希望の郷 東村山職員規範」の遵守とその実践を利用者支援の中心に据えながら、職員一人ひとりが利用者の権利擁護の推進、不適切な支援・虐待の未然防止の徹底に向けた取組を強化する。

また、虐待防止委員会、リスクマネジメント委員会等が中心となり、「重大事故ゼロ運動」を実施し、職員の事故防止に向けた意識啓発、不適切な支援や虐待の未然防止の強化に取り組んでいく。利用者権利擁護に向けたセルフ&アナザーチェックの実施、過去の事業団・施設における虐待事例の情報共有による風化と再発防止等に取り組んでいく。

イ 施設全体で助言しあえる風土作り

虐待防止委員会やチーフ会議を中心に、違和感のある支援や疑問のある支援等について情報を共有し、望ましい支援のあり方を検討し施設としての整理を行い見える化を図る。

「希望の郷 東村山コミュニケーション宣言」を作成し、利用者支援のためのコミュニケーションの活性化を図り、日々の支援の中で、助言や声をかけあえる風土を醸成する。

また、サンクスウィークの取組、訪問相談員（外部委員）による利用者支援等の点検・意見交換等により、風通しの良い職場作りを進めていく。

ウ 虐待防止研修の実施

法人全体で行う悉皆虐待防止研修、e-ラーニング研修による虐待防止の理解促進に加え、施設において年2回の虐待防止研修を行う。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
虐待防止・身体拘束適正化委員会	年11回	・不適切な支援や虐待防止、風通しの良い職場作り等に向けた取組 ・身体拘束禁止の検討及び身体拘束改善計画の取組
権利擁護・虐待防止に関する研修受講率	100% (全職員実施)	園で実施する権利擁護や虐待防止に関する研修に加えて、事業団共通の虐待防止研修（e-ラーニング）も実施

(4) アクション④ リスク管理の推進

ア リスクマネジメントの徹底

リスクマネジメント委員会が中心となり、ヒヤリ・ハット事例の集計・分析、事故発生後の再発防止策の検討等を行う。また、事故事例については、当該ユニットで事故ミーティングの中で事故検証、対応策案を検討したうえで、経営会議・チーフ会議で対応策の検討を行い、ユニット会議へのフィードバックや各種マニュアルチェックの実施等を行う。

緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう、緊急時想定訓練を定期的を実施するとともに、重大事故発生時には速やかに危機管理委員会を開催し組織全体で危機管理を行う。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
リスクマネジメント委員会	年12回	ヒヤリ・ハット事例の集計・分析、事故の再発防止策の検討 等
緊急対応想定訓練	年20回	発作転倒・所在不明等(ユニットごと年2回程度)

イ 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

「個人情報保護規程」及び「情報セキュリティ対策基準」に基づき、個人情報や情報セキュリティ対策に取り組む。また、個人情報は施錠できる場所での管理を徹底するとともに、電子データによる個人情報はID及びパスワードによる管理を徹底する。

ウ 災害、防犯対策の取組

震災対応の事業継続計画(BCP)や消防計画に基づき、夜間を含む消防訓練を想定した避難訓練を毎月実施する。事業団全体の合同訓練へも参加し、災害時の食料等の備蓄は確実にを行う。また、東村山市内の福祉避難所として市との連携を図っていく。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
防災訓練	年12回	震災想定、消防訓練(夜間想定を含む)、地域住民・行政・消防署が参加し、東村山福祉園と総合防災訓練等

エ 感染症対策の徹底

感染症対策部会を中心に職員一人一人意識を高め日頃から感染予防策の徹底を図っていく。ノロウイルスを想定し、嘔吐処理の想定訓練の実施や経営会議等で地域の感染状況を共有、対応策を検討することで感染予防、拡大防止に努める。

感染症発生時には危機管理委員会を適宜開催し、迅速かつ適切な対応を図る。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
危機管理委員会	適宜	感染症対策や事故対応
感染症対策部会	6回	感染症予防策

2 東京の福祉のセーフティネットの役割を担う

(1) アクション① 特別な支援が必要な児童や利用者を積極的に受け入れて、専門的支援を提供

ア 特別な支援が必要な利用者の受入れ

東京都の知的障害者入所調整に則り、対応が難しい、被虐待・強度行動障害等のある重度・最重度障害者を積極的に受け入れる。

緊急の短期入所については、空き状況や利用者の障害特性等を考慮しながら受け入れていく。

<参考 令和7年3月1日現在>

医療的ケアを必要とする利用者の割合		34.1% (79人中27人)
強度行動障害のある利用者の割合	施設入所	92.4% (79人中73人)
	通所とも	71.9% (32人中23人)

イ 専門的な支援の充実

特別な支援が必要なケースについて多職種連携を図りながらチームとして良質な支援を提供できるように施設として取り組む。

(ア) 多職種間で検討の場を適宜開催する。また、ユニットやグループを超えて支援について話し合う場の設定を推奨していく。

- (イ) 心理職が中心となり、すべての利用者に施設独自に強度行動障害の判定を行うとともに、判定結果を踏まえて、行動障害の軽減に向けた個別支援計画を作成する。
- (ウ) 強度行動障害や行動障害を有する利用者には、主治医と連携するとともに、強度行動障害支援者養成研修の既受講者や心理職等の専門職が協力し、専門的で統一した支援を行い、強度行動障害の軽減に取り組む。
- (エ) 心理的なアプローチによる支援が必要な利用者には、心理職による心理活動や心理検査を実施する。
- (オ) 重度の自閉症やてんかん等を有する利用者には、東村山福祉園診療所や外部の医療機関と協力して、医療と福祉が連携した支援を行う。
- (カ) 利用者の栄養ケアの充実を図るため、すべての利用者に栄養ケア・マネジメントを実施するとともに、安全な食事を提供する。

* 心理職員による利用者へのケア

() は心理的ケアを必要とする利用者の割合（令和7年3月1日現在）

心理活動	延354人 (全112人中36人 32.1%)	心理療法、心理検査、相談・助言等
------	----------------------------	------------------

ウ 生活環境・日中活動の充実

- (ア) 障害特性に応じたメリハリのある活動プログラムを進めていく。日中活動委員会を中心に日中活動の充実に向けた取組み検討を継続的に行っていく。
- (イ) 入所利用者と通所利用者が一体的に活動することで、利用者の障害特性に応じたより専門的な支援による日中活動プログラムの提供を進めていく。
- (ウ) 外出の機会の増加や地域活動への参画、四季折々の行事の実施等、利用者の豊かな生活作りに取り組んでいく。
- (エ) 利用者が日中活動で制作した工芸作品や絵画作品を展示・販売する等、日頃の活動の成果を発表できる場を設ける。(施設内廊下等への展示・各種絵画展等への出展)
- (オ) 利用者の休日活動や余暇時間の過ごし方等の充実を進める。

エ 特色のある取組の充実

入所利用者の生活の場と活動の場を分離し、全利用者の日中活動参加に向けた取組を行っており、施設全体で職員同士の連携体制をとることで全利用者の活動参加が実現している。更に利用者個々のニーズに合わせた日中活動を提供できるように取組を強化していく。

強度行動障害の状態にある利用者の支援の向上を図っている。強度行動障害支援者養成研修の積極的受講を進める。また、実際の支援現場において実践して

いくために、支援会議の場での支援ツールの導入や施設全体でのケース検討など、専門的な支援の強化に繋げていく。

(2) アクション② 高い専門性を発揮できる職員の育成

ア OJT推進体制の強化

質の高いサービスを安定的に提供するため、新任職員育成担当者（チューター）を配置するとともに、施設全体でOJTを推進する意識の醸成を図っていく。

また、チューターが集まる場を設け、チューター自身の成長を図る取組を行っていく。

強度行動障害者支援のエキスパート職員（強度行動障害支援者養成講師資格取得者）や先輩職員による支援技術等の指導・継承等による人材育成を重点的に進めていく。サービス管理責任者や強度行動障害指導者養成基礎研修受講等の事業運営に必要な資格・研修については、計画的な取得を図っていく。

職員一人ひとりが、組織（施設）の一員として、職責を意識した役割と責任を果たしていく意識の醸成を図ることを推し進めるとともに、次世代を担うチーフ、グループリーダーの育成を図っていく。

イ 計画的・効果的な研修の実施

事業団の人材育成方針及び研修計画に加え、施設独自の研修計画に基づき、非常勤職員も含めた全職員に対して、高い支援力を備えた職員の育成を図る。

施設内研修では、研修受講者が各職場でのフィードバックを行う機会を設定する等、職員全体の能力の向上に繋げていく。また、施設内事例研究を計画的かつ重点的に実施することで、支援力の向上、知識やノウハウを利用者支援に反映させる仕組みを強化していく。

職員が学びたいことや職員のキャリアアップに資する研修を行えるよう努めていくとともに、職員の自己啓発の場の充実を図り、資格取得（社会福祉士・介護福祉士等）を推奨していく。

研修内容	対象者	実施時期
新任・転入職員研修	該当職員	4月から
業務研修（感染症・救命）	該当職員	4月から
虐待防止研修（悉皆）	全職員・グループ ホーム職員 等	5・6月
行動障害研修	転入・新規職員	9月から
専門研修（キャリアパスに基づく研修）	指名・希望職員	4月から
強度行動障害実践研修（施設内）	指名	6月から

研修内容	対象者	実施時期
園内事例研究発表会	全職員	発表12月
講師依頼研修	全職員・関係機関	年1～2回

ウ 高い専門性を発揮できる職員の育成

強度行動障害、重度の自閉症、てんかん等についての知識・技能を高めることを目的に、新任職員層には、強度行動障害支援者養成研修（基礎）、中核職員には外部の専門研修や強度行動障害のアドバンス研修、強度行動障害指導者養成研修への参加を促進する。

また、意思決定支援の向上を図るため、「意思決定支援ガイドライン」を活用した研修の実施に重点を置いて取り組んでいく。

事項	人数等
強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）	基礎10人・実践3人
強度行動障害東社協アドバンス研修	1人
強度行動障害指導者養成研修（講師養成研修）	講師2人

エ 外部専門家、外部医師等との連携

外部講師によるチューター研修の実施、支援困難事例へのスーパーバイザーの活用、利用者本位のサービスの徹底に向けた訪問相談員の活用等により、高い専門性を現場で実践できる職員の育成を図っていく。

また、強度行動障害指導者養成研修（講師養成研修）受講職員による強度行動障害実践研修を施設内で実施することにより、職員の支援知識・技術の向上を図る。

（3）アクション③ 質の高い人材の確保・定着

ア 質の高い人材の確保・定着対策の充実

事業団事務局で実施する人材確保の取組に職員を積極的に参加させるとともに、施設見学や実習養成校への働きかけを強化し、質の高い人材の早期確保を図る。

イ 職員の離職防止の取組

職員の離職防止の観点から、会議の中でユニットの課題等を職員同士で話し合える場の設定やサンクスウィークの取組等により、施設全体で風通しの良い職場作りを進めていく。

(4) アクション④ セーフティネットの役割を担うための環境・体制整備

強度行動障害等、支援困難者にも対応できるよう職員配置等も含め体制整備の検討を進める。短期入所や通所など、地域の福祉ニーズに応えられるようサービスを提供していく。

(5) アクション⑤ 蓄積してきた支援技術を活用し、東京の福祉人材の育成に貢

献

将来の福祉サービスを担う人材育成のため、実習生や施設見学等を積極的に受け入れていく。

事 項	実人数／延人数	内 訳
保育士等実習生の受入れ	7人／72人	大学・短期大学3校 専門学校1校
社会福祉士実習の受入れ	5人／72人	大学2校
施設見学の受入れ	50人／50人	福祉関係・公的機関等

3 施設機能の活用と地域共生の推進

(1) アクション② 地域で暮らす障害者・障害児を支援

ア 地域生活を支えるサービスの充実

(ア) 短期入所

利用者の障害特性等に配慮しながら、丁寧なアセスメントに基づいた支援を提供するとともに、緊急利用の受入れ等セーフティネット機能の一環としての役割を果たしていく。

(イ) 生活介護

地域で生活する障害者のニーズに積極的に応えていくとともに、利用者が安心した日中生活を送れるよう支援していく。

(ウ) 共同生活援助事業

共同生活援助事業所「きらり」のユニット「きらり」「ウィズ」「けやき」「かえで」「どらやき」は、地域通所事業所やヘルパー事業所等の関係機関・事業所との連携を図りながら、重度知的障害者が充実した地域生活が継続できるよう取り組んでいく。

ユニットを統括するサービス管理責任者の配置により、ユニット間の連携及び支援体制の強化を図るとともに、本体施設との連携に努め、安定した運営ができるよう取り組んでいく。

(工) 特定相談支援事業

現在受けている利用者に対し、丁寧に対応し、地域で生活する障害者を支えるサービスを充実させる。

サービス内容	対象者・地域	利用者数
短期入所事業	都内全域	延 1, 825人
生活介護事業	東村山市・東大和市・小平市・東久留米市・西東京市	延6, 897人
特定相談支援事業	都内全域	200人 (モニタリング含む)

(2) アクション③ 地域との共生を目指す取組

ア 地域における公益的な取組

地域で暮らす障害者やその家族等からの障害特性や強度行動障害等の様々な相談、施設ホームページのお問い合わせフォームへの質問や相談等への対応等にも応じていく。

イ 多様な主体との連携

(ア) 地域住民との連携

震災等の非常時に備えて、東村山福祉園と合同で、自治会や福祉協力員等の地域住民も参加する震災想定総合防災訓練を実施することにより、災害時の協力体制を築く。

(イ) 家族との連携

施設が主催する事業ごとの家族連絡会（懇親会含め）は、入所家族連絡会（年4回）、通所家族連絡会（年2回）、グループホーム家族連絡会（年2回）開催する。各家族連絡会で出された意見・要望等は、可能な限り、施設運営に活かしていく。

(ウ) ボランティアの受入れ

利用者支援を一層豊かなものとしていくため、ボランティアの受入れを行う。ボランティア定着のために、ボランティア活動後には、日頃の活動時の困っていること等の確認・助言を行い、次回の活動時に活かせるようにする。

事 項	延人数	内 容
日常生活支援	20人	日中・生活ユニット内活動、施設内環境整備等
行事支援	5人	オータムフェスティバル 等

ウ 地域との連携・協力関係の強化

- (ア) 加入している自治会との連携を密にして自治会行事に積極的に参加する。
- (イ) 東村山市との福祉避難所の指定に関する協定書を締結し、要援護者の受入れ等の防災に係る関係機関との連携強化を図る。
- (ウ) 東村山市民産業まつりや福祉のつどい等地域行事に積極的に参加し、利用者の製作品を販売するとともに、利用者が直接販売する等地域社会への参加を積極的に支援する。
- (エ) 地域交流室や多目的ホール等の施設開放を行う

エ 災害対策における地域との連携

震災対応の事業継続計画（BCP）や消防計画に基づき、夜間を含む消防訓練を想定した避難訓練を毎月実施する。事業団全体の合同訓練へも参加し、災害時の食料等の備蓄は確実にを行う。また、東村山市内の福祉避難所として市との連携を図っていく。

事 項	実施回数等	内容等
防災訓練	年12回	震災想定、消防訓練（夜間想定を含む）、地域住民・行政・消防署が参加し、東村山福祉園と総合防災訓練等

4 運営体制の強化と経営の透明性

(1) アクション② 経営の健全化のための財源の確保

自主運営施設として安定的な施設運営に努めるべく、経営目標指標による進捗管理を行うとともに、新たな加算の取得により増収を図るとともに、契約内容の精査、光熱水費の節減、日用品の見直し等による経費削減に積極的に取り組んでいく。

また、施設入所、通所生活介護の利用率を適切に管理し、退所や契約終了があった場合には速やかに、必要な入所、利用調整を行っていく。

(2) アクション③ DXの推進による利用者等サービスの向上と業務環境の改善

重度の介護や睡眠状況の把握が必要な利用者への支援、職員の介助負担軽減のために、眠りスキャンや離床センサー等の拡充を検討していく。

施設内虐待防止研修の効果測定、利用者権利擁護に向けたセルフ&アナザーチェック、ハラスメント点検、研修報告等にグループウェア等を活用し、業務の効率化に繋げていく。

(3) アクション④ 魅力とやりがいにあふれ、働きやすい職場環境の実現

毎日実施する朝礼において、各ユニットの状況報告等を行い、情報の共有やユニット間での協力関係を築いていく。利用者の障害の重度化、介護・支援度の増に伴う夜間帯の安心安全な支援体制の構築、連携体制の強化に向けた検討を進めていく。

また、経営会議及び毎月のチーフ会議に加え、全体職員会議や各種委員会・部会において職員間でのコミュニケーションの活性化を図り、風通しの良い職場作りを推進する。また、安全衛生委員会を開催し、心身ともに健康に働ける充実した職場環境の整備に努める。

また、グループリーダーの執務場所をユニットのスタッフルームとし、職員が利用者支援等に関する相談を気軽にできる環境を作っていく。また、施設長・部門長が、定期的に各ユニット・活動室、グループホームを巡回し、利用者・職員との積極的なコミュニケーションを図り、施設全体で良好な人間関係の構築に繋げていく。

(4) アクションⅣ-⑤ コンプライアンスの推進と経営の透明性の確保

コンプライアンス研修を通じて、職員の倫理観の醸成に引き続き取り組み、職員一人一人のコンプライアンスの強化・向上を図る。

コンプライアンス研修受講率	100%
---------------	------